

# 民事裁判における ICT 適用の課題と対策

## ～3つのeの実現とAI裁判の可能性～

### Issues and Countermeasures for Applying ICT in Civil Courts

#### ～ Realization of 3 e and Possibility of AI trial ～

大畑 行世 木川 裕  
Kosei Ohata, Yutaka Kigawa  
日本大学 法学部  
College of Law , Nihon University

キーワード：民事裁判，3つのe，AI裁判

#### 1 はじめに

司法へのICT適用とは、裁判手続きにICTを適用し、裁判の簡略化と迅速化を促すことである。裁判へのICT適用については最高裁判所の司法制度改革審議会の意見書<sup>1</sup>（平成14年3月）の中の裁判所へのアクセスの拡充において「裁判所の訴訟手続，事務処理，情報提供，などの各側面での情報通信技術の積極的導入を推進する計画を策定・公表するための所要の措置を講ずる。」として現在まで進められており、令和2年の2月より最初の段階として争点整理におけるweb会議が導入された<sup>2</sup>。

本稿では、私たちに身近な民事裁判の手続きに焦点を当て、現行の民事訴訟手続きとICT適用による手続きを対比し、また、裁判のICT化が進んでいる諸外国を参考にして、今後考えられる課題と解決策について日本の展望を述べていく。さらにICTを最大限適用し、AIと併用することで、完全なオンラインだけによる裁判審理の可能性についても考察していく。

#### 2 訴訟への関心度と現行民事訴訟手続きの問題点について

ところで、民事訴訟とはそもそも私たちにとって、それほど身近なものだろうか。そこで、大学生360人に「将来自分が訴訟（刑事以外）にかかわることがあると思うかどうか」というアンケート調査を行ったところ、次の図1のような結果となった。

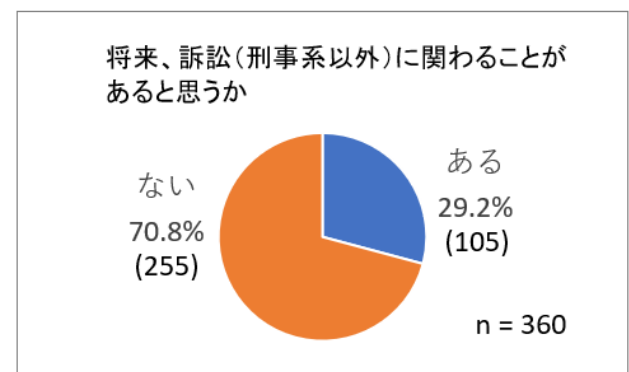


図1. 将来の訴訟との関わりについて

この調査によれば、全体の7割以上の学生が訴

<sup>1</sup> 最高裁判所「司法制度改革推進計画要綱－着実な改革推進のためのプログラム－」平成14年3月20日，<https://www.courts.go.jp/saikosai/vc-files/saikosai/file2/80716011.pdf>

<sup>2</sup> 第1回民事裁判手続等IT化研究会 平成30年

7月24日  
<https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/6839369/05+sankousiryou1.pdf/3aacbbf-7f7b-4345-bfa7-f4d845ba9263>，（参照2020-09-22）

訟に対して、あまり身近には感じられていないという結果であった。しかし、2019年の日本弁護士連合会の白書によると全国の民事系統における訴訟件数の推移は、不法利得などの通常訴訟において510,750件、家族に関わる家族事件訴訟で1,066,332件、労働関係の訴訟で7,126件を示している<sup>3</sup>。

民事訴訟では、当事者と相手方が多人数に及ぶことがあり、また権利関係が複雑かつ広範に及ぶため、件数だけでみれば、年間約150万件ほどだが判決後の権利関係までを考慮すると、将来高い確率で民事訴訟に関わる機会があると考えられる。また、日本は弁護士強制主義をとっておらず本人訴訟が可能であるため、53.5%の人が本人訴訟を行っており、さらに、その内19.2%が双方とも本人訴訟で行っている<sup>4</sup>。このことから民事訴訟は、より簡略的なものであり、また自分の財産や権利が深く関わってくるため、より迅速な解決が望ましいとされる。

では、現行の民事訴訟はどのように進んでいくのだろうか。図2は民事訴訟手続きの流れを示したものである。

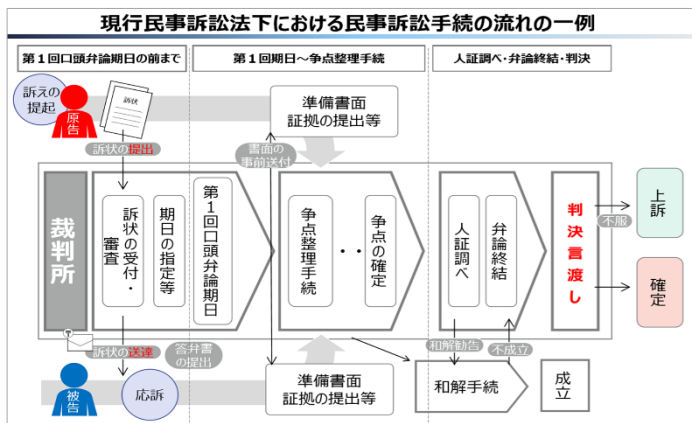


図2. 現行民事訴訟手続きの流れ<sup>5</sup>

日本の民事訴訟手続きでは、一般的な裁判の形

に行くまでに二つの段階がある。第1に、原告により提出された訴状を裁判所が相手方に送達し、相手が応訴することで訴訟手続きが開始する。

第2に、裁判資料の提出とその資料をもとに、予めこの権利関係について争うか決める争点整理手続きという機会が設けられる。そして、最後に一般的な裁判審理において判決が確定する。

すべての段階を踏む前に和解が成立すれば最も早く終わるが、裁判が始まってしまうと、1審の平均審理期間に9か月を要し、証人尋問などを実施した場合は21か月を要する。また、提出書類は原則、全て紙媒体での作成が義務づけられており、訴状を裁判所に持参したり、期限までに裁判所へ書類を郵送したりする必要がある。その際の印刷代や郵送料は当事者負担とされ、裁判所内でも訴状や資料の保管にコストをかけている<sup>6</sup>。

さらに、口頭弁論、争点整理や審理が行われる際、原則として当事者たちは裁判所に赴かなければならないが、当事者と相手方が遠距離である場合、社会人である両者が何度も時間を作り集まるのは困難であり、開催地まで赴く際の交通費や宿泊費などが裁判費用とは別途でかかってしまう。このような長い裁判は断続的な不安を呼び起こし、日常生活においても精神的な負担をかけるのではないかと考えられる。

以上のことをまとめると、長期的かつ手続きが困難な裁判をより迅速かつ簡易的にするためには、第1に遠隔での審理を可能とすることで、審理日数を短縮し、第2に裁判書類などをネットでいつでも提出できるようにすることが必要である。そこで裁判手続きへICTをどう適用すれば効率化が図れるのかについて検討を試みた。

### 3 日本の裁判手続きへのICT適用～3つのe～

では、日本ではどのように裁判にICTが適用さ

<sup>3</sup> 日本弁護士連合会「弁護士白書2019年版」

<sup>4</sup> 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第5回）<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/file2/20523002.pdf>（参照2020-09-22）

<sup>5</sup> 首相官邸。裁判手続等のIT化検討会。裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ — 「3つの

e」の実現に向けて —（平成30年3月）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf>（参照2020-09-22）

<sup>6</sup> 「民事裁判IT化 うまく活用し利便性の向上を」『読売新聞』社説2020年02月07日

れているのか。

「民事訴訟手続における e 提出 (e-Filing)、e 法廷 (e-Court)、e 事件管理 (e-Case Management)」の実現が考えられてこれらは「3つのe」と呼ばれ、また、この適用段階を「e-phase」と呼ぶ。

図3で、具体的にどこに適用されるかを現行民事訴訟手続きの図と対比しながら参照していただきたい。

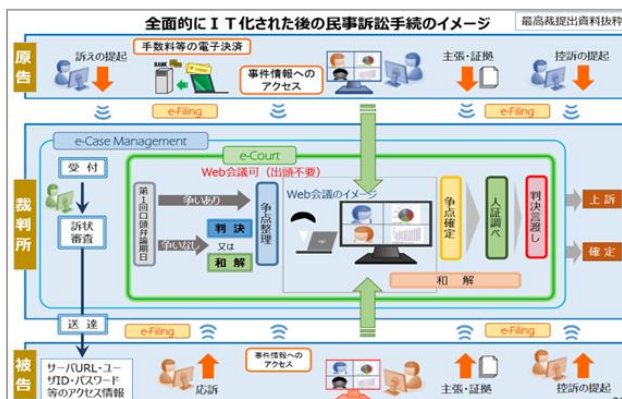


図3. 全面的IT化後の民事訴訟手続<sup>7</sup>

①e-Filing(e-提出)とは、訴状、答弁書、準備書面等の裁判書類及び証拠を電子情報でオンライン提出することである。つまり、現行手続きにおける、紙媒体の裁判書類を裁判所に持参・郵送等する取扱いに代えて、全日利用可能な、電子情報によるオンライン提出へ極力移行し、一本化していくというものである。

②e-Court (e-法廷)とは、口頭弁論期日、弁論準備手続期日などの裁判手続を当事者等の裁判所への出頭に換えてテレビ会議やウェブ会議を活用して実施する。つまり、当事者等の裁判所への出頭の時間・経済的負担を軽減し、期日にメリハリを付けて審理の充実度を高め、民事訴訟手続の全体

を通じて、当事者の一方又は双方によるテレビ会議やウェブ会議の活用を大幅に拡大するものである。

③e- Case Management(e-事件・管理)とは、裁判所が管理する事件記録や事件情報につき、訴訟当事者本人及び訴訟代理人の双方が、随時かつ容易に、訴状、答弁書その他の準備書面や証拠等の電子情報にオンラインでアクセスできる事である<sup>8</sup>。

次に e-phase について説明していく。下記の図は e-phase の導入段階を示したものである。

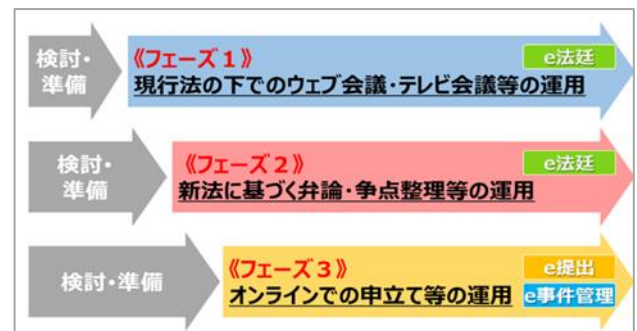


図4. 利用者目線から望まれる裁判IT化のプロセス<sup>9</sup>

現在の段階として、2020年2月3日より東京地裁など主要な9か所の裁判所で、インターネットを使った「ウェブ会議」(e-phase でいうところの phase1)が導入された。弁護士や訴訟当事者らが裁判所に来なくても、弁護士事務所などからパソコン画面を通じて裁判官と裁判手続を進めることができる。これは非公開の民事裁判の争点整理などに活用され、裁判官と原告、被告側の代理人弁護士らがパソコンを利用し、互いの顔を画面で見ながら協議を進める。また、ネットでデータを管理する「クラウド」を使い、それぞれが意見を出しながら、画面上で裁判の争点表や和解案など

<sup>7</sup>日本経済再生総合事務局。裁判手続等のIT化検討会(第1回)配布資料(平成29年10月30日)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai7/siryu2.pdf> (参照2020-09-22)

<sup>8</sup>日本経済再生総合事務局。裁判手続等のIT化検討会。裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ―「3つのe」の実現に向けて―(平成30年3

月)P7~11

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf> (参照2020-09-22)

<sup>9</sup>日本経済再生総合事務局。裁判手続等のIT化検討会。裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ―「3つのe」の実現に向けて―(平成30年3月)P20

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf> (参照2020-09-22)

の書面も作成可能である<sup>10</sup>。

2022 年実施が考えられている phase2 では、公開の法廷で行われる口頭弁論や証人尋問もネットを通じて行う。しかし、口頭弁論は原則、民事訴訟法の規定通り、当事者の裁判所への出廷を義務づけている。最後に、phase3 において実施年度は未定であるが、訴状や準備書面といった全ての裁判書面をネットでやり取りをする見通しである。

では日本より、裁判手続きの ICT 化が進んでいる諸外国ではどのように進めているのだろうか。また、それを参考に日本では今後 phase2, phase3 をどのように導入し、起こりうる問題に対し、どのように対処すべきだろうか。

## 4 諸外国における裁判への ICT 導入例

日本より早い段階で ICT を適用し始めた諸外国はどのように進めてきたのだろうか。

### 4.1 ドイツにおける対応

ドイツでは裁判手続きへの ICT 適用に関して、訴訟原則との対立が議論されている。ドイツ法と類似した構造を持つ日本の民事手続法においてもこの議論は起こりうるため、参考にする必要がある。

ドイツにおける民事訴訟裁判への ICT 適用は、2001 年 7 月 31 日の私法方式適合法から始まり、2013 年の裁判所電子的法情報交換促進法が、包括的な裁判手続きへの ICT 化の後押しとなった。

まず、従前、連邦各州に委ねられていた、電子的法情報交換及び電子記録の導入時期、形態等の決定権限を連邦政府に委ね、電子的法情報交換を連邦全域で統一的に導入し、弁護士等に裁判所との裁判書類のやり取りする際に電子文書を利用することを義務付け、これらの電子記録を裁判所が管理することで、裁判官や弁護士が常にアクセスが可能となった。これは日本での e-提出、e-事務管理にあたる。

次に、電子的法情報交換の促進に伴いテレビ会議システムの利用が強化された。これが、日本で

の e-法廷に当たる。しかし、導入された当初情報設備や当事者の IT に関する知識の欠如や心理的抵抗から、活発に利用されずにいた。そこで、立法者は当事者への同意を不要とすることで、テレビ会議システムの利用拡大を図った。

以上より、ドイツにおける民事訴訟の ICT 化は、三つ領域から成るといえる。

①裁判所と当事者間の電子的法情報交換

②①を前提とした訴訟記録の電子化(電子記録)

③テレビ会議による弁論及び証人等の尋問

では、ここからドイツの訴訟原則と抵触する部分について述べていく。①、②の電子的法情報交換と電子記録においては、目立った議論はないが、③のテレビ会議は、自由心証主義に抵触すると考えられている。裁判官は心証を形成していく際、証拠方法を知覚し評価している。特に証人尋問の場合には、証人の信用性が重要となり、証人の仕草や話し方を細かく認識しなければならないが、テレビ会議で直接対峙する以上に証人を評価できるとは言い難く、文献上、カメラを通して尋問をした場合に、供述が真実に反する可能性は高くなるとの批判が繰り返さされている。この問題は決着していないようであり、同じ自由心証主義を有している、我が国でも ICT 導入の際に起こりうると思われる<sup>11</sup>。

### 4.2 アメリカにおける対応

訴訟大国ともいわれるアメリカでは、1980 年代前半にはもう e-filing について考えられてきた。アメリカは 50 の州と連邦区からなる連邦共和国であるため、連邦裁判所と州裁判所が独立並存している。州裁判においては各自の裁判制度を有しているが、現在、連邦裁判所は統一されたシステムが導入され、IT 化が徹底されている。

連邦裁判所の裁判手続きにおける IT 化は 1980 年代初めの倒産裁判所の事件一覧表を電子化することから始まった。この効果により 1990 - 2000 年までに倒産事件の申し立ては倍増したが、これらの電子化システムを作動させ、維持するための費

<sup>10</sup> 読売新聞オンライン

<https://www.yomiuri.co.jp/national/20200203-OYT1T50193/> (参照 2020-09-22)

<sup>11</sup> 本間 学 (2017) 「民事訴訟の IT 化と訴訟原則

との関係に関する基礎的研究—ドイツにおける民事訴訟の IT 化とその訴訟原則に与える影響をめぐる議論の紹介—」

用が大きくなってしまい、従来のハードウェアとソフトウェアが廃れていしまったことから旧式の電子化システムは、利用されなくなった。連邦裁判所の次の取り組みは、紙媒体の裁判記録を電子化することであった。この動きは 1990 年代から多くの連邦裁判所で独自に進められていたが、2001 年以降公的ウェブシステムである PACER (public access to electronic records) がオンラインで利用できるようになり、裁判記録の電子化が促進した。これにより、連邦裁判所の裁判記録が公に、かつ容易に閲覧できるようになった。

しかし、このシステムを通じて裁判の申し立てができたわけではなく、紙媒体のものをスキャンして電子化するにすぎなかった。PACER の普及に伴い連邦裁判所は裁判手続きの電子申し立て (e-filing) の構築を始めた。e-filing の導入は多額の費用を要したものの、価値を見出され 1996 年後半 CM/ECF (case management/electronic case files) と呼ばれる連邦裁判所全体で利用できる電子申し立てシステムの構築が始まり、現在では、連邦裁判所管轄の裁判手続きの申し立ては、全てオンラインで行えるようになってきている。原則として、弁護士がついている場合は CM/ECF の利用が強制されており、本人訴訟の場合には紙媒体の提出を認めるという形をとっている。

アメリカは、かなり早い時期から裁判手続きに ICT を導入していたが、日本が最初に取り組み始めた e-法廷に関しては消極的であった。しかし、2011 年よりテレビ会議システムの利用が当事者や代理人、裁判官の移動時間や費用削減に効果的であるとして増加傾向を示し、証人尋問などへの利用が期日調整を容易にし、手続きの迅速化に大きく貢献した<sup>12</sup>。

### 4.3 韓国における対応

韓国は日本と同じくらいの時期に裁判の IT 化が始まったが日本よりも目覚ましい進歩を遂げている。韓国における裁判手続きへの ICT 適用を日本と同じ 3 つの e の観点から説明していく。

#### 4.3.1 韓国における 3 つの e

・ e-filing : 2011 年以降民事訴訟手続きにおいて導入され、日本で進行中のものと同じく書面や証拠を電子媒体で裁判所にアップロードし提出できるシステムである。韓国ではすでに e-filing のための web サイトが開設してある。

・ e-court : ここでは二つの意味を持つ。一つ目は電子機器を備えた「テクノロジーコート」という趣旨の e-Court であり、これは韓国内の各裁判所の一部法廷に設置されている。二つ目はネットワーク経由のテレビ会議等で期日参加するという趣旨の e-Court である。しかし、これはあまり利用率が高くない

・ e-case management : ポータルサイト形式で自分の関連する事件の情報を確認できる。具体的には、提起した事件の一覧、各事件の進行状況、自分に送達された文章の一覧など。

韓国での裁判手続きにおける ICT 導入の効果として、電子訴訟率が 2015 年において約 60% を占め、訴状受付から第 1 回口頭弁論までの所要期間が紙媒体の場合 113.3 日かかっていたところ、電子媒体の場合だと 90.6 日、つまり 22.7 日の短縮に成功し、裁判の透明性も向上した。

しかし、当事者の一方が電子媒体の利用を求めている相手方が電子媒体の利用に疎く、紙媒体を求める場合もあり、このようなデジタルデバイドに対する配慮として原則、当事者の一方が電子媒体での利用を要求したら電子訴訟となるが、もう一方が拒否した場合の片面的電子訴訟において紙媒体と電子媒体の並存を認め、裁判所が紙媒体の資料を無料ですべて電子化するという形で対策している。また、電子化するに伴うセキュリティーの対策としてユーザー登録を二種類に分け、一つは全国民が利用可能な当事者本としてのユーザー、もう一つは訴訟代理人が行うことのできる代理人としてのユーザーである。ユーザー登録が行われると ID とパスワードが発行され、これらだけでも閲覧自体は可能となっているが、電子認証が必要な行為についてはさらに公認認証書を必

<sup>12</sup> 杉本純子「アメリカにおける裁判手続の IT 化 : e 法廷の現状をふまえて」『自由と正義』

要としている<sup>13</sup>。

## 5 e-phaseを進めていく上での課題と対策

諸外国における ICT の導入例から、日本でも考えられる課題について3つあげられる。

### 5.1 e-法廷における現行の原則との対立と本人確認について

前述のように日本はドイツの民事裁判手続きと似た原則を有しており、e-法廷の導入に当たり、口頭弁論における公開原則や直接原則との対立、事実認定をする際の裁判官の自由心証主義の確保、当事者のなりすましが懸念される。

日本ではこれらの懸念に対し、まず、口頭弁論の公開原則と直接原則においては、目立った異議はなく、現行法のままウェブ会議等を利用することで、当事者と裁判官とのやり取りが明らかであり、また、裁判所は出頭しない当事者の細かな様子を把握し、当事者の発言をほぼリアルタイムで聴取しながら手続きを進めることができるならば対立は生じないとされている。

次に、裁判官の自由心証主義の確保において、近年の IT の革新的な発展により、インターネット回線を通じた映像や音声の通信による会話は、現実に対峙してこれを行うのと、ほぼ同等の質を実現することができることとされ、ウェブ会議等の方法により証人尋問を行ったとしても、裁判所の心証形成に大きな影響を及ぼさないと考えられている。前述した通り、証人尋問は裁判官の心証形成において非常に重要なものであり、当事者が望む限りは、対面での陳述されることが望ましいが、当事者の同意が得られればウェブ会議で行ったとしても不利益は生じないとされている。

しかし、ウェブ会議を進めるにあたって、対面で行うより容易に当事者本人のなりすましが可能なため、この点に関して厳正な審査を導入すべきである。具体的には、電子訴訟を始める時点で、本人確認をマイナンバーや免許証から厳正に行い、

利用者登録をさせ、e-事件管理 (phase 3) を通してウェブ会議に参加させることで一定以上の懸念は払拭できると考えられる。e-事件管理は、e-phase では最後になるが、ウェブ会議の利用件数の増加に合わせて、徐々に組み込んでいくべきである<sup>14</sup>。

### 5.2 本人訴訟へのサポート体制の充実化

先に述べたように日本では、53.5%が本人訴訟を行っている。よって、韓国と同様に、IT リテラシーの格差から電子化された訴訟を望まない場合が考えられる。

この場合のサポートとして、だれでも使いやすいシステムの構築と当事者への IT 面でのサポート体制の確立があげられる。

まず、だれでも利用しやすいシステムの構築について、令和元年版情報通信白書 (総務省) によれば、端末別インターネット利用状況 (2018 年時点) は、「スマートフォン」が 59.5%と最も高くなっていることから、スマートフォンやタブレットから利用可能なアプリなどを経由したシステムの構築が望ましい。また、様々な法的知識レベルに合わせて、常時質疑応答が可能なシステムが必要となる。これに加えて、裁判所内では、韓国と同様に片面的電子訴訟の際に、紙媒体の裁判資料を電子化し、相手方が随時確認できるシステムも求められる。

次に、当事者への IT 面でのサポート体制として、日本司法書士会連合会の「民事裁判手続の IT 化における本人訴訟の支援に関する声明」内で具体案として、全国 157 箇所稼働している司法書士会総合相談センターの窓口で、IT 機器を設置し、本人訴訟の当事者に民事訴訟の追行に必要な機器の貸与、裁判書類の提出・閲覧・相手方提出書類の入手等の IT 面のサービスを提供する事業を開始することや全国各地に存在する司法書士が、本人訴訟の当事者の依頼に応じて従前の業務に加え、必要な IT 面のサポートサービスを提供することなどについても積極的に検討・対応していくとし

<sup>13</sup> 新阜直茂「韓国における裁判手続きの IT 化の実情について」『自由と正義』, vol69, No11, 26-31 2018

<sup>14</sup> 「民事裁判手続等 IT 化研究会報告書一民事裁判手続の IT 化の実現に向けて一」公益

社団法人 商事法務研究会

<https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/6839369/民事裁判手続等%EF%BC%A9%EF%BC%B4研究会%20報告書.pdf/f0c69150-e413-4e26-9562-4d9a7620031b>, (参照 2020-09-27)

ている。

このように、法律専門士業者の支援を中心に当事者のサポートシステムの構築を目指している<sup>15</sup>。

### 5.3 セキュリティー対策

裁判手続きにおけるセキュリティーの水準は非常に高く、厳格なものが要求される。しかし、本システムの導入の最大目的の一つである、利便性の確保についても考慮しなければならない。そこで、韓国の例に習い、機密性の高い個人情報等と容易に閲覧可能な機密性の低い情報とでアクセスの仕方を分けて利用することを目指すべきであり、オープンなデータに関しては、民間のサービスや Cloud 等と連携したシステムを築いていくべきである<sup>16</sup>。

このように、諸外国での課題と対策を参考に、日本における課題とその対策について考えてきたが、どのような問題が潜在するかは、実際に使われてみなければわからない。冒頭で述べたように、裁判の迅速化と簡易化を実現は、最終的に私たちの利益に繋がるため、私たちが電子訴訟を認知し、積極的に利用していくことで、問題を浮き彫りにし修正を繰り返していく必要がある。

## 6 AI 裁判の可能性

ICT の発展には目覚ましいものがあり、AI の可能性も近年広がりつつある。裁判が完全にオンライン化できた時、その迅速性・簡易性から訴訟件数が増えることが予測できる。そこで、AI 裁判官を導入することで、裁判官の絶対数を増やし、さらなる迅速化が可能となるだろうか。

AI 裁判官について、中国で以下のような報告がなされている。

『2019年6月27日「オンラインスマート訴訟サービスセンター」記者発表会において、北京イ

ンターネット裁判所総合審判第二法廷の責任者である劉書涵氏が、彼女の「分身」となる AI バーチャル裁判官と共に登場した。北京インターネット裁判所の訴訟サービスプラットフォームの電子訴訟カテゴリー、もしくは直接「モバイルマイクロ裁判所」微信小程序 (WeChat ミニプログラム) を利用することで、当事者は AI バーチャル裁判官のスマート訴訟案内サービスを受けることができる。』と北京青年報が伝えた。

中国の AI バーチャル裁判官は、当事者に没入型訴訟案内を 24 時間提供する。具体的には、当事者の登録、応訴、調停、法律コンサルティングを提供する。また、技術操作の中でよく生じる問題を 120 種に分けスマート識別技術の利用により、当事者からの質問についてキーワード読み取り、的を射た回答を行う。現段階では、当事者と AI バーチャル裁判官の交流は文書を送るだけに留まっているが、劉氏によると、裁判所は今後、既存の機能と音声認識技術を結びつけることで、音声による質問を実現することを検討するという<sup>17</sup>。

このように、AI 裁判官は本格化しつつあるが、裁判審理を任せられるほどには達していない。また、東京大学大学院の大野勝造教授は AI 裁判について、「欠点として、裁判による法創造や法政策の判断が困難となるだけでなく、技術的限界、判例のデータ不足や国民感情から、判決に際し、人の手が及ばないことで利用者の不安が払拭できないため、実現は現段階ではほとんど不可能であるとされている<sup>18</sup>。」

## 7 おわりに

新型コロナウイルスの影響により、対面上の行動が制限されるようになり、この影響から裁判所では刑事裁判よりも緊急性の低い、民事裁判にお

<sup>15</sup> 民事裁判手続の IT 化における本人訴訟の支援に関する声明 日本司法書士会連合会 2019 年 09 月 17 日

[https://www.shiho-shoshi.or.jp/association/info\\_disclosure/statement/49617/](https://www.shiho-shoshi.or.jp/association/info_disclosure/statement/49617/) (参照 2020-09-27)

<sup>16</sup> 日下部 真治・平岡 敦「内閣官房「IT 化検討会」の取りまとめの内容と論点」『自由と正義』, vol69, No11, 13-20 2018

<sup>17</sup> 「世界初の AI バーチャル裁判官が北京に登場—中国」

[https://www.excite.co.jp/news/article/Recordchina\\_20190628052/](https://www.excite.co.jp/news/article/Recordchina_20190628052/) (参照 2020-09-26)

<sup>18</sup> 「法学者からの AI 技術導入についての期待」大野勝造 東京大学大学院法学政治学研究所 <http://research.nii.ac.jp/~ksatoh/ai-law-symposium/Slides-Ota.pdf> (参照 2020-09-27)

いて裁判の取り止めや延期が全国で相次いだ<sup>19</sup>。

このような事態に対し、リモートでの会議などが求められるようになり、ICT の分野が今まで以上に注目を集めるようになった。

本年度より本格的に実施された、裁判手続きへの ICT 適用は、当事者が裁判所に赴かなくとも、裁判審理が進められるため、訴訟の迅速な解決に繋がるだけでなく、当事者の感染への危険を回避することが出来るため、非常に効果的である。3 つの e の実現は、この時代において早急に求められるものであり、我々も積極的に利用していくべきである。

ICT や AI の発展は我々の生活をより豊かにかつ効率的にし、裁判においては手続きを迅速的、簡易的にすることに大きく寄与した。しかし、いかに裁判を迅速にできたとしても、法を扱い規範に当てはめることは、人の心証判断を経て、審理を進めることで最も当事者の利益を保護するといえる。さらに、AI を利用し機械的に判断することは判決に際し、人に不安やわだかまりを残すと考えられる。

3 つの e の実現は、訴訟をより身近に感じさせ、難解なイメージを払拭し、裁判を迅速的にさせるといった、私たちの持っている権利利益を守るための手段をより扱いやすくしてくれる。私たちは将来、訴訟に関わる可能性がゼロでない以上、3 つの e に関しての知識をつけていき、司法への関心を高める事で自分を守る術を理解していくべきである。

## 参考文献

- [1] 第 1 回民事裁判手続き等 IT 化研究会  
<https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/6839369/05+sankousiryoul.pdf/3aacbbf-7f7b-4345-bfa7-f4d845ba9263> (参照 2020 - 09 - 22)
- [2] 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書第 5 回, <https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/file2/20523002.pdf> (参照 2020-09-22)
- [3] 首相官邸. 裁判手続等の I T 化検討会. 裁判手

続等の I T 化に向けた取りまとめ — 「3 つの e」の実現に向けて— (平成 30 年 3 月)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf> (参照 2020 - 09 - 22)

- [4] 民事裁判 I T 化 うまく活用し利便性の向上を」『読売新聞』社説 2020 年 02 月 07 日
- [5] 日本経済再生総合事務局. 裁判手続等の I T 化検討会 (第 1 回) 配布資料  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai7/siryoul.pdf> (参照 2020 - 09 - 22)
- [6] 日本経済再生総合事務局 . 裁判手続等の IT 化検討会. 裁判手続等の IT 化に向けた取りまとめ — 「3 つの e」の実現に向けて— (平成 30 年 3 月) P7~11  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf> (参照 2020 - 09 - 22)
- [7] 日本経済再生総合事務局. 裁判手続等の IT 化検討会. 裁判手続等の I T 化に向けた取りまとめ — 「3 つの e」の実現に向けて— (平成 30 年 3 月) P20  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf> (参照 2020 - 09 - 22)
- [8] 読売新聞オンライン  
<https://www.yomiuri.co.jp/national/20200203-OYT1T50193/> (参照 2020-09-22)
- [9] 本間 学「民事訴訟の IT 化と訴訟原則との関係に関する基礎的研究—ドイツにおける民事訴訟の IT 化とその訴訟原則に与える影響をめぐる議論の紹介—」2017
- [10] 杉本純子「アメリカにおける裁判手続の IT 化 : e 法廷の現状をふまえて」『自由と正義』, vol69, No11, 35-38 2018
- [11] 新阜直茂「韓国における裁判手続きの IT 化の実情について」『自由と正義』, vol69, No11, 26-31 2018
- [12] 日下部 真治・平岡 敦「内閣官房「IT 化検討会」の取りまとめの内容と論点」『自由と正義』, vol69, No11, 13-20 2018
- [13] 「法学者からの AI 技術導入についての期待」

<sup>19</sup>東京新聞 <新型コロナ>裁判延期「影響は甚大」 コロナ法のあり方はきょう憲法記念日

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/14195> (参照 2020-09-26)



大野勝造 東京大学大学院法学政治学研究科, <http://research.nii.ac.jp/~ksatoh/ai-law-symposium/Slides-Ota.pdf> (2020-09-27)

- [14] 「民事裁判手続等 I T 化研究会報告書 一民事裁判手続の I T 化の実現に向けて一」公益社団法人 商事法務研究会
- [15] 東京新聞 <新型コロナ>裁判延期「影響は甚大」コロナ法のあり方はきょう憲法記念日 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/14195>  
(参照 2020-09-26)